

会社法第 782 条第 1 項に規定する備置書類

2025 年 1 月 3 日

三菱食品株式会社

会社法第 782 条第 1 項に規定する吸収分割に関する事前備置書類

1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）
2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 1 号イ）
3. 会社法第 758 条第 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 号）
4. 会社法 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）
5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）
6. 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）
7. 吸収分割承継会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）
8. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）
9. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）

当社を吸収分割会社、株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズを吸収分割承継会社とする吸収分割（以下「本分割」という）を行うに際して、会社法第 782 条第 1 項の規定に基づき開示すべき事項は、本書記載のとおりです。

なお、本書記載の事項のうち、吸収分割契約書及び吸収分割承継会社の最終の事業年度に係る計算書類等については、原本の写しに相違ありません。

2025 年 1 月 3 日

東京都文京区小石川 1-1-1

三菱食品株式会社

代表取締役 京谷 裕



1. 吸収分割契約の内容（会社法第 782 条第 1 項第 1 号）



吸収分割契約書

三菱食品株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ（以下「乙」という。）は、甲が営む物流事業に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲及び乙は、甲が「ロジスティクス本部」、「物流オペレーション本部」及び「各本部支社ロジスティクスグループ」（ただし、「フードサービス本部ロジスティクスグループ」は除く。）において営む物流事業（以下「本件事業」という。）に関して有する次条に定める権利義務を吸収分割により乙に承継させ、乙はこれを承継する（以下「本件分割」という。）。

吸収分割会社（甲） 東京都文京区小石川一丁目1番1号
三菱食品株式会社

吸収分割承継会社（乙） 東京都文京区小石川一丁目1番1号
株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ

第2条（権利・義務の承継等）

乙が本件分割により甲から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務一覧表」に記載のとおりとする。

第3条（本件分割に際し交付する対価）

乙は、本件分割において、甲に対して株式その他の金銭等の対価を交付しない。

第4条（本件分割により増加すべき資本金等）

乙は、本件分割において、資本金及び資本準備金の額を増加しない。

第5条（株主総会の承認）

本件分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割及び同法第796条第2項に定める簡易分割の規定により、甲及び乙において、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする。

第6条（効力発生日）

本件分割の効力発生日は、2025年4月1日とする。ただし、吸収分割手続の進行上の必要性その他の事由により必要がある場合、甲乙が協議の上、これを変更することができる。

第7条（効力発生日までの業務執行及び会社財産の管理等）

甲は、効力発生日まで、善良なる管理者としての注意をもって本件事業の執行及び保有する一切の財産の管理、運営を行う。その財産及び権利義務に多大な影響を与える行為については、あらかじめ乙に報告し、その同意を得て行う。

第8条（従業員の処遇）

甲は、本件分割に際して、乙に対し、本件事業に係る甲の従業員との間の雇用契約その他の権利義務を承継しないものとし、乙が本事業を行うに当たっては、当面の間、甲から乙へ必要な従業員を出向させることとする。その後の取扱いは、甲乙が協議の上これを決定する。

第9条（競業避止義務）

甲は、本件分割の効力発生日以後も、本件事業について、法令によるか否かを問わず、競業避止義務を負わないものとする。

第10条（分割条件の変更及び本契約の解除）

甲及び乙は、本契約締結後効力発生日前日までの間、天変地異そのほか双方当事者の責に帰さない事情により、甲又は乙の資産・負債・経営状態などに大幅な変動があった場合、甲乙協議の上、分割条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第11条（本契約の効力）

本契約は、法令に定められた関係官庁の承認が得られないときは、効力を失う。

第12条（管轄）

甲及び乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条（協議事項）

本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、決定するものとする。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙署名捺印の上、各自1通を保有する。

2024年12月19日

甲 東京都文京区小石川一丁目1番1号

三菱食品株式会社

代表取締役 京谷 裕



乙 東京都文京区小石川一丁目1番1号

株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ

代表取締役 小谷 光司



【別紙】

承継対象権利義務一覧表

1. 資産

本件事業に属する一切の資産。ただし、以下に掲げるものを除く。

- (1) 甲が所有する土地及び建物(ただし、冷凍冷蔵設備を除く。)
- (2) 甲が所有する土地又は建物に附属、定着又は設置された資産のうち、以下のいずれかに該当する資産
 - ① 建物附属設備及び構築物(ただし、冷凍冷蔵設備を除く。)
 - ② 甲が効力発生日以前に売却の決定(当該売却に係る契約が締結されているか否かを問わない。)を行った土地又は建物に設置された、一切の資産
 - ③ 遊休資産
- (3) 甲が賃借している土地又は建物に設置された資産のうち、以下のいずれかに該当する資産
 - ① 資産除去債務見合いの資産
 - ② リース投資資産
 - ③ 非常用発電機

2. 債務・負債

潜在債務を含め、一切の債務・負債(効力発生日時点で既に発生している債務及び専ら効力発生日以前の原因に基づき発生する債務を含む。)を承継させない。

3. 契約(雇用契約を除く。)

本件事業に属する一切の契約(当該契約の変更覚書その他これに付随する一切の合意を含む。)の契約上の地位、及びこれに基づく権利義務(上記2において承継させないとしているものを除く。)。ただし、以下に掲げる契約に基づくものを除く。

- (1) 甲が小売事業者と締結している一切の契約
- (2) 甲が食品製造業者及び食品卸売事業者と締結している契約のうち、以下のもの
 - ① (i) 特定の企業向けの荷のみを取り扱うことを目的に運営される物流センター、又は(ii)複数の荷主が同一の車両に混載して同一の目的地に配送することを目的に運営される物流センター、のいずれかに関する物流業務の受託に関する契約
 - ② 食品製造業者又は食品卸売事業者に対する、マテハン機器、カートラック、カゴテナーその他の庫内作業用品の貸出しに関する契約
 - ③ 甲による物流効率化施策(工場直送による物流効率化を含むがこれに限られない。)の実施に伴う割戻金に関する契約

(3) その他、以下のいずれかに該当する契約

- ① 甲が賃借人となっている不動産につき、当該甲を賃借人とする賃貸借に関する契約
- ② 産業廃棄物の収集、運搬及び処分業務の委託をその内容に含む契約
- ③ 秘密保持契約又はこれに類する契約
- ④ 自家用電気工作物保安管理業務の委託に関する契約
- ⑤ 不動産の管理業務（浄化水槽・排水放流・植栽の管理業務、建物の保守業務、及び消防用設備の点検業務等を含むがこれに限らない。）の委託に関する契約
- ⑥ 物流センターの看板又は屋外広告物の設置に関する契約
- ⑦ 業法遵守システムの利用に関する契約
- ⑧ MILAI サーバー、集中サーバー又は統合サーバー（以下、総称して「甲サーバー」という。）のために使用されるハードウェア若しくはソフトウェアに関する契約、又は甲サーバーに係る機器保守業務の委託に関する契約

4. 雇用契約

本件事業に係る甲の従業員との間の雇用契約その他の権利義務は、一切承継しない。

5. 許認可等

甲が効力発生日において本件事業のみに関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの。ただし、第一種貨物利用運送事業登録及び屋外広告物の設置に関する許可を除く。



2. 会社法第 758 条第 4 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項
(会社法施行規則第 183 条第 1 号イ)

吸収分割承継会社は吸収分割会社の 100%子会社であるため、本分割における株式及び金銭等の交付は行いません。

3. 会社法 758 条 8 号に掲げる事項（会社法施行規則第 183 条第 2 項）

吸収分割会社は、全部取得条項付種類株式を発行しておらず、剰余金の配当も行わないため、該当事項はありません。

4. 会社法 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）

吸収分割会社は新株予約権を発行していないため、該当事項はありません。

5. 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

吸収分割承継会社は、最終事業年度がないため、吸収分割承継会社成立の日における貸借対照表は以下のとおりです。

設 立 時 貸 借 対 照 表

〔 2024年11月1日時点 〕

株式会社ベスト・ロジスティクス・パートナーズ

(単位:千円)

資 産 の 部		純 資 産 の 部	
流 動 資 産	100,000	株 主 資 本	100,000
現 金 及 び 預 金	100,000	資 本 金	100,000
資 産 合 計	100,000	純 資 産 合 計	100,000

6. 吸収分割承継会社の成立の日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等
(会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ)

該当事項はありません。

7. 吸収分割承継会社の成立の日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はありません。

8. 吸収分割会社において最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第183条第5号イ）

該当事項はありません。

9. 吸収分割が効力を生ずる日以後における吸収分割会社の債務及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項(会社法施行規則第183条第6号)

会社分割当事会社の財務状況からして、債務の履行に特段の支障はありません。

附録 昭和十一年の社会福祉事業の発展とその展望
0. 附録 昭和十一年の社会福祉事業の発展とその展望
(一)

昭和十一年の社会福祉事業の発展とその展望

